

《生駒市で定める「広告物等の表示の方法に関する事項」》

全広告物	一般基準との関連	全ての広告物（ただし、電柱広告物、はり札、はり紙、立て看板は除く）については、一般基準に加えて、「広告物等の表示の方法に関する事項」を適用するものとする。
	広告物の用途	当該地区内に関する表示内容に限ること。ただし、駅、官公庁又は公共施設の案内のためのもの及び行政指導に基づくものを除く。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・点滅しないものに限ること。 ・回転しないものに限ること。ただし、車両出庫の警告用は除く。 ・動画等を表示するものは設置しないこと。（B地区） ・イルミネーション、ネオンサインの設置については、デザイン化を図り、建物と調和を図ること。（B地区）
	色彩	<p>地色については次の色とすること。</p> <p>白、ベージュ、その他これに近い淡色とし、各広告物の表示面積の10分の3以上確保すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. グレー、茶、紺、黒を地色にするとき 2. 建物と広告物の調和が取れている場合 3. 壁の色と同等の場合 <p>ただし、B地区については、白、ベージュ、グレー、茶、紺、黒その他これに近い淡色若しくは壁面と同色とすること。</p>
	位置	B地区については、地区計画で定める壁面後退ライン（1m）より突出して掲出しないこと。ただし、車両出庫に関する広告物を除く（道路境界を越えないこと）

		A地区			B地区	
屋上広告物	・表示面積については、次の表に定める面積以下であること。					・設置しないこと。
	建物高さ 建物の幅	建物の高さ 1 2 m未満		建物の高さ 1 2 m以上		
		1 広告物あたりの面積	広告物の合計面積（各面あたり）	1 広告物あたりの面積	広告物の合計面積（各面あたり）	
	20m未満	30㎡以下	30㎡以下	30㎡以下	40㎡以下	
	20m以上50m未満	40㎡以下	45㎡以下	40㎡以下	60㎡以下	
	50m以上100m未満	50㎡以下	60㎡以下	50㎡以下	80㎡以下	
	100m以上	60㎡以下	90㎡以下	60㎡以下	120㎡以下	
<ul style="list-style-type: none"> ・自家用のみとすること。 ・切り文字形式とすること。 ・広告物の高さは、建物の幅が50メートル未満の場合、建物の上端（ペントハウス等の突出部を含まない。）からの高さは2メートル以内とし、建物の幅が50メートル以上の場合3メートル以内とすること。 						

		A地区	B地区
軒下広告物	全体	広告物の高さは、建物の幅が50メートル未満の場合、建物の上端（ペントハウス等の突出部を含まない。）からの高さは2メートル以内とし、建物の幅が50メートル以上の場合は3メートル以内とすること。	できるだけ集合化しデザイン化を図ること。
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 ・4階以上に掲出するものについては、切り文字形式とすること。 ・大きさ、設置高さ等は、建物と調和を図ること。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・枠付きの広告幕は、イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。 ・窓のガラス面へは掲出しないこと。ただし、ガラスのデザインで表示するものやショーウィンドウは除く。 	
突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・大きさ、設置高さ等は、建物と調和を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連続性や統一感を持たせ、デザイン化を図ること。 ・大きさ、設置高さは、建物と調和を図ること。 	
塀垣広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・切り文字形式又は広告板を利用するものに限ること。 ・壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として設置しないこと。
広告塔		<ul style="list-style-type: none"> ・自家用以外の広告物については設置しないこと。 ・できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 ・高さは8メートルまでとする。 ・1基あたりの総表示面積は20㎡以下であって、かつ、1面の最高の面積は10㎡以下とすること。
建植広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・自家用以外の広告物については設置しないこと。ただし、表示内容が当該地区内に関する案内を目的としたもので、5㎡以下のものは除く。 ・できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 ・交通対策等に関するもので行政指導に基づくものは、別に協議すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1面あたりの総表示面積は10㎡以下とする。 ・できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 ・交通対策等に関するもので行政指導に基づくものは、別に協議すること。
気球広告物 広告幕		<ul style="list-style-type: none"> ・一般基準を遵守すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント時のみ掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。ただし、祭典、縁日、臨時興行、大売出しのほか、地区内の住宅販売等の一時的のものに限る。
アーチ広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・一般基準を遵守すること。 	
電柱広告物 はり札 はり紙 立て看板		<ul style="list-style-type: none"> ・設置しないこと。 	